

# 令和7年度・第27回農業委員会総会議事録

開催日 令和7年6月25日(水) 13:00～

開催場所 S Sプラザ川内 301～303会議室

出席委員(18名)

議席番号	委員名	議席番号	委員名	議席番号	委員名
1	中原 良治	2	谷山 隆信	3	薬師寺 しげ子
4	新屋 純子	5	牧田 信一	6	小城 義己
7	木場 祐二郎	8	中島 弘和	9	下茂 正憲
10	木下 博英	11	乙須 紀文	12	有馬 康夫
13	永留 智史	14	山路 一浩	15	西 裕一郎
16	小園 光男	17	磯道 博和	18	梶原 拓二
19	別府 生次				

欠 員 (0名)

欠席委員(1名)

遅刻委員(0名)

出席推進委員(19名)

議席番号	委員名	議席番号	委員名	議席番号	委員名
21	山下 武徳	22	福壽 久雄	23	濱田 義博
24	春田 実	25	上小川 文男	26	(欠員)
27	鶴屋 賢了	28	廣庭 吉辰	29	中川 大樹
30	馬渡 義文	31	田中 浩徳	32	竹田 栄次
33	永吉 康之	34	徳永 正幸	35	徳永 功
36	鬼塚 幸男	37	豊田 孝之	38	古川 梓
39	高木 成寛	40	早崎 麻美子	41	辻 孝一郎

欠席推進委員(1名)

事務局出席者 森局長・西代理・福永主幹・梶原主幹・長沼G長・田上G員・  
中城G員・富士代職員

薩摩川内市農業委員会会議規則第14条の規定によって、ここに署名する。

議長(農業委員会会長) \_\_\_\_\_ ㊟

議事録署名者 \_\_\_\_\_ 15番 \_\_\_\_\_ ㊟

\_\_\_\_\_ 17番 \_\_\_\_\_ ㊟

議事録作成者 \_\_\_\_\_ 局長代理 \_\_\_\_\_ ㊟

令和7年度・第27回農業委員会総会議事録

議事日程「諸般の報告」

5 報告

報告第87号 農地形質変更届の専決処分について

報告第88号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の専決処分について

報告第89号 非農地証明発行の専決処分について

報告第90号 農地転用事実証明願の専決処分について

6 議事

議案第292号 農地転用事業計画変更申請（承継あり）の承認について

議案第293号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について（知事処分）

議案第294号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について（知事処分）

議案第295号 農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について（知事処分）

議案第296号 非農地証明願承認について

議案第297号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について

議案第298号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について

議案第299号 農用地利用集積計画案（農地中間管理権設定）の意見決定について

議案第300号 薩摩川内市農林水産政策審議委員の推薦について

議案第301号 薩摩川内市都市計画審議会委員の推薦について

7 その他

(1) 7月総会の日程について

(2) その他

【開始 13 : 00】

西 代理 (本日の資料の説明)

西 代理 初めに、会長にごあいさつをお願いいたします

会 長 第26回総会後の経過を踏まえて「あいさつ」

議 長 ただ今から、第27回薩摩川内市農業委員会総会を開催いたします。局長に委員の出席状況を報告させます。

局 長 委員の出席状況について、報告いたします。  
定数19名、現在員数19名、出席委員18名、欠席委員は1名で、13番：永留智史委員であり、欠席届が提出されております。  
なお、本日出席の農地利用最適化推進委員は19名です。  
欠席委員は1名で、38番：古川梓委員であり、欠席届が提出されております。  
以上で報告を終わります。

議 長 お聞きのとおり、本会は農業委員等に関する法律第27条第3項の規定により、出席委員は過半数に達しているため有効に成立いたしました。それでは本日の総会を、会次第により進めて参ります。

議 長 はじめに、主要事務処理経過報告について、事務局の説明をお願いします。

西 代理 主要事務処理経過報告について説明いたします。  
総会資料の1ページをお開きください。  
6月5日に定例常設審議委員会がマリンパレスかごしまで開催され、会長、職員が出席しております。  
同日、第108回通常総会がマリンパレスかごしまで開催され、会長が出席されております。  
9日と10日がそれぞれ定例の現地調査です。  
13日に第2回農業委員会だより編集委員会が本庁舎603会議室で開催され、会長、運営委員、編集委員、事務局職員が出席しております。  
本日、第27回農業委員会総会がSSプラザせんだいで開催しております。

26日に鹿児島県女性委員の会理事会がマリソパレス鹿児島で、薬師寺委員が出席予定となっております。

30日が7月申請分の締切日となっております。

以上、説明を終わります。

すみません。ここで皆様方にお詫びと御連絡があります。

実は、薩摩川内市で都市計画マスタープラン策定委員会というのがあります。

この策定プラン策定委員会につきましては、農業委員会から1名、上小川委員が、委員として委嘱されているのですが、都市整備課から農業委員会事務局に対しまして、開催通知文章が来ておりませんでした。

それで農業委員会事務局でこの策定委員会が開催されているという状況を把握することができませんでした。

そのため、このマスタープラン策定委員会ですけれども、本日、皆様方へ報告したいと思っております。

昨年に2回開催されておりまして、本年度も5月12日に策定委員会が開催されておりまして。

都市整備課につきましては、今後、このようなことが無いよう、必ず、農業委員・推進委員の方が委員となっている審議会等につきましては必ず事務局に通知を提出するようにお願いしております。

誠に申し訳ありませんでした。

5月12日に薩摩川内市都市計画マスタープラン策定委員会がここエスエスプラザせんだい201・202会議室で開催されておりまして。

上小川委員へご報告をお願いします。

上小川委員 25番 上小川がマスタープラン策定委員会に出席したため、報告いたします。

今年1月、第2回が3月、第3回が5月にございまして、都市づくりの現状と課題というタイトルをもちまして、少子高齢化の問題、あるいは居住誘導を図っていますが、使われなくなった土地の対応など、また耕作放棄地が増加しているということで、私は農業委員会からの出席、現在毎年利用状況調査を行っている等、意見も発表したところでございます。

また、分野ごとに各委員がいろいろな意見が出て、現在それぞれの立場からの意見というのを集約中でございます。

今後も、来月の7月にもあると思っておりますが、継続の意見交換会を行っているのが現状でございます。

以上です。

西 代理 以上、主要事務処理経過報告につきまして報告を終わります。

議 長 以上、主要事務処理経過報告がございましたが、何か御質疑ございませんか。

委 員 (なしの声あり)

議 長 「なし」ということですので、主要事務処理経過報告を終ります。

次は、議事録署名者の選任ですが、こちらの方で指名してよろしいでしょうか。

委 員 (はいの声あり)

議 長 ご異議ございませんので、

15番：西 裕一郎 委員

17番：磯道 博和 委員をお願いいたします。

それでは、さっそく、会次第5の報告に入らせていただきます。

初めに、報告第87号「農地形質変更届の専決処分について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

西 代理 報告第87号を説明いたします。資料は2ページをご覧ください。

位置図、調査表は備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号5番から7番の3件です。登記地目 田3筆 884 m<sup>2</sup>の届出がありました。

内容といたしましては、いずれも、盛土し、畑として、農地有効利用を図るための届出です。

従いまして、現地調査の結果、被害防除計画に妥当性があると認められることから、薩摩川内市農業委員会 農地の形質変更に伴う周辺農地等への被害防止対策実施要領3の規定により、処理いたしましたので報告いたします。

以上で、報告第87号に係る説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局より報告第87号の説明が終わりました。これにつきまして、御質疑、御意見はございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 質疑がありませんので、報告第87号を終ります。

次に、報告第88号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

西 代理 報告第88号を説明いたします。資料は3ページから5ページをご覧ください。

今月の合意解約は受理番号68番から78番までの11件で、登記地目 田3筆1,664㎡、畑8筆15,232㎡、合計11筆16,896㎡の合意解約通知がありました。

このうち、農地流動化促進事業補助金の返納はありません。

薩摩川内市農業委員会規則第5条第1項第3号の規定に基づき、処理いたしましたので報告いたします。

以上で、報告第88号に係る説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局より報告第88号の説明が終わりました。これにつきまして、何か御質疑、御意見はございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 質疑がありませんので、報告第88号を終わります。

次は報告第89号「非農地証明発行の専決処分について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

西 代理 報告第89号を説明いたします。資料は6ページから7ページをご覧ください。

今月の証明発行願いは、受理番号21番から25番までの5件で、登記地目 田14筆15,436㎡、畑4筆2,172㎡、合計18筆17,608㎡の証明発行願が提出されました。

非農地の議決内容につきましては、備考欄の議決日、議決番号をそれぞれご参照ください。

何れも農地法第2条第1項に規定する農地では無いことを証明する非農地判断議決済みであり、申請には妥当性があると認められることから、薩摩川内市農業委員会非農地証明書の発行基準5の規定により処理いたしましたので報告いたします。

以上で、報告第89号に係る説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局より報告第89号の説明が終わりました。これ

につきまして、御質疑、御意見はございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 質疑がありませんので、報告第89号を終わります。  
次は報告第90号「農地転用事実証明願の専決処分について」を議題とします。  
事務局の内容説明をお願いします。

西代理 報告第90号を説明いたします。資料は8ページをご覧ください。  
今月は、受理番号2番の1件で、登記地目は畑1筆 397㎡の農地転用事実証明願が提出されました。薩摩川内市農業委員会規則第5条第1項第4号の規定に基づき、会長が専決処分を行いましたので報告いたします。  
許可年月日、転用目的については、備考欄をご参照ください。  
転用目的どおり実行されていますが、現在まで不動産登記法に係る地目の変更登記がされておらず、今般地目の変更登記に必要な転用許可証を紛失されており、当該証明願いが提出されたものです。  
なお、現地確認については、薬師寺委員が調査され、転用目的どおり利用されていることを確認していただきました。  
以上で、報告第90号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局より報告第90号の説明が終わりました。これにつきまして、御質疑、御意見はございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 質疑がありませんので、報告第90号を終わります。  
次に、議案第292号「農地転用事業計画変更申請（承継あり）の意見決定について」と議案第293号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について」受理番号16番について、関連がありますので、一括して議題といたします。  
事務局の内容説明をお願いします。

長沼G長 議案第292号及び議案293号・受理番号16番を説明いたします。  
資料は、議案第292号は、9ページ、議案第293号16番は、10ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。  
議案第292号の事業計画変更申請及び議案第293号16番と同時

申請です。

内容といたしましては、平成28年5月16日付指令農振第5-69号で「貸家」で農地法第5条転用許可を受けていましたが、転用実行者の経営不振により、事業を実施することが困難になり、未着工です。

現況は、管理されておらず、原野の状態でした。

今回、県外在住の個人に事業を変更し、承継するものです。

変更後の計画は、一般住宅であり、妻と子が市内の借家に居住していましたが、手狭になったために申請するものです。

また、一般住宅の基準である500㎡を超過しますが、南側が法面になっており、宅地として利用できないため、地籍超過理由書が添付されております。

さらに、私有地の公衆用道路を利用するため、通行承諾書が添付されています。

補足になりますが、当初は株式会社ジョイントで転用許可を受けていましたが、先の理由により令和3年1月22日に株式会社いまむら工務店に合併し、解散していることから、株式会社いまむら工務店での申請となります。

以上、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

以上で議案第292号及び議案第293号16番に係る説明を終わります。

議長 　　ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

小城委員 　　6番 小城が、議案第292号1番及び議案第293号16番について、関連がありますので報告します。

去る6月10日、辻推進委員と事務局 梶原・長沼職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

位置図4ページ、調査表4ページをご覧ください。

申請地の現況は、事務局からの説明のとおり、貸家として転用許可を受けておりましたが、未着工の状態でした。

今回、事業承継者が、貸家住まいで手狭なため、一般住宅を建築計画に伴い、当初計画者から事業を承継し、転用の事業計画を変更するものです。

また、一般住宅の基準である500㎡を超えていますが、南側にある法面が宅地として利用できないため、地籍超過理由書は妥当と判断しました。

申請地への進入についても私道を通る必要があるため、通行承諾書が添付されております。

なお、申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のようなことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず、事業計画の承認及び転用は許可相当と判断しました。

以上で報告を終わります。

議長 　　ただ今、調査員の報告が終了しました。  
　　　　　質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員 　　　　　　　　　（なしの声あり）

議長 　　ないようですので、採決いたします。  
　　　　　まず、議案第292号については、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 　　　　　　　　　　　　　（挙　手）

議長 　　賛成全員であります。議案第292号は、原案のとおり承認されましたので、意見を付して、鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

次に、議案第293号受理番号16番について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 　　　　　　　　　　　　　（挙　手）

議長 　　賛成全員であります。議案第293号受理番号16番については、原案のとおり承認されましたので、意見を付して、鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

次に、議案第293号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について」受理番号16番を除く受理番号15番、17番から18番を議題といたします。

事務局の内容説明をお願いします。

長沼G長 　　議案第293号を説明いたします。資料は10ページから11ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号15番から18番までの4件で、登記地目

田4筆1, 406㎡、畑2筆744㎡、合計6筆2, 150㎡の申請がありました。内容を説明いたします

15番は、事務所・駐車場での申請です。

申請地の隣接地に事務所・駐車場・資材置場がありますが、申請地に事務所移転し、また、駐車場を整備する申請です。

また、事務所移転後の残地には倉庫を建築する計画となっています。

1345番 雑種地 外2筆 1, 647㎡と一体利用で総面積2, 445㎡となります。

16番は、議案第292号と同時申請です。

17番は一般住宅での申請です。

一般住宅の基準である500㎡を超過しますが、通路を設けるため、宅地として利用できないため、地籍超過理由書が添付されています。

また、4582番1の一部 113㎡は通路で、所有者より2分の1の所有権移転をする計画です。

18番は一般住宅での申請です。

申請地の一部に一般住宅を建築する計画ですが、農地が15㎡残ります。この残地には、渡人の居宅が越境しているため、4条申請で追認許可を受けるよう指導し、既に申請されています。

以上4件、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

以上で議案第293号の説明を終わります。

議長 　　ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

小城委員 　　6番、小城が15番及び17番を報告いたします。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

まず、15番ですが、位置図5ページ、調査票5ページをご覧ください。

申請地の現況は、田で、耕作されていませんでした。

転用目的は、事務所・駐車場での申請です。

次に17番ですが、位置図6ページ、調査票6ページをご覧ください。

申請地の現況は、田で、耕作されていませんでした。転用目的は、一般住宅・通路での申請です。

どちらも申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当

と判断しました。

以上で報告を終わります。

薬師寺委員 3番、薬師寺が18番を報告いたします。

去る6月10日、徳永推進委員と梶原職員・松下職員と現地調査を実施しましたので報告いたします。

位置図7ページ、調査表7ページをご覧ください。

申請地の現況は畑で耕作されていません。

一般住宅転用目的です。

申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。

以上です。

議長 ただ今、調査員の報告が終わりました。  
質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 ないようですので、採決いたします。

議案第293号受理番号16番を除く受理番号15番、17番から18番については、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 (挙手)

議長 賛成全員であります。

議案第293号受理番号16番を除く受理番号15番、17番から18番は、原案のとおり承認されましたので、意見を付して、鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

次に、議案第294号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

長沼G長 議案第294号を説明いたします。資料は12ページをご覧ください。

農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号19番の1件で、登記地目 田1筆 10㎡の申請がありました。内容を説明いたします。

排水路での申請になります。

4098番3 宅地 426.09㎡と一体利用で総面積436.09㎡になります。

今回、一体利用地にある居宅を購入しましたが、新たに排水路を許可を得ずに整備したのもで、施工済であり、始末書が添付されています。

以上1件、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

以上で議案第294号の説明を終わります。

議長 　　ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

小城委員 　　6番、小城が19番を報告いたします。

調査日・調査員は先ほどのおりです。

位置図8ページ、調査票8ページをご覧ください。

申請地の現況は、田で、耕作されていませんでした。

転用目的は、排水路での申請で、施行済のため、始末書が添付されています。

申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。

以上で報告を終わります。

議長 　　ただ今、調査員の報告が終わりました。  
質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員 　　（なしの声あり）

議長 　　ないようですので、議案第294号につきまして採決いたします。

議案第294号については、原案のとおり許可相当と意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員

( 挙 手 )

議 長 賛成全員であります。議案第294号については、原案のとおり承認されましたので、意見を付して、鹿児島県知事に書類を達達することに決定いたします。

次に、議案第295号「農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」を審議いたします。

事務局の内容説明をお願いします。

長沼G長 議案第295号を説明いたします。資料は、13ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号20番から21番の2件で、登記地目 畑2筆 673㎡の申請がありました。内容を説明いたします。

20番・21番ともに親族から借り受けての一般住宅での申請です。

20番は、2183番1の一部 宅地 154.62㎡と一体利用で総面積332.62㎡です。

また、親族の私有地を通る必要があるため、通行承諾書が添付されています。

21番は、仮換地実測426.77㎡です。

以上2件、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

以上で議案第295号に係る説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

薬師寺委員 3番、薬師寺が20番と21番を続けて報告いたします。

調査日、調査員は先程のとおりです。

20番を報告いたします。位置図9ページ、調査表9ページをご覧ください。

申請地の現況は畑で耕作されています。一般住宅転用目的です。宅地と一体利用のため、通行承諾書添付です。

21番を報告いたします。位置図10ページ、調査表10ページをご覧ください。

申請地の現況は畑で耕作されていません。一般住宅転用目的です。

いずれも申請の被害防除計画には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は妥当性があり問題はないと考えます。  
以上です。

議長 　　ただ今、調査員の報告が終わりました。  
　　　　　質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員 　　　　　　　　　（なしの声あり）

議長 　　ないようですので、採決いたします。  
　　　　　議案第295号について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 　　　　　　　　　　　　　（挙　手）

議長 　　賛成全員であります。  
　　　　　議案第295号は、原案のとおり承認されましたので、意見を付して、鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。  
　　　　　次は、議案第296号「非農地証明願承認について」を議題とします。  
　　　　　事務局の内容説明をお願いします。

福永主幹 　　議案第296号を説明いたします。資料は14ページから15ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

　　今月の申請は、受理番号10番から14番の5件で、登記地目 田3筆 880㎡ 畑2筆939㎡、合計5筆1,819㎡の非農地証明願が申請されました。

　　内容について、説明します。

　　10番は、令和7年に相続する以前から耕作されていませんでした。

　　現地確認を行いました。申請地の現況は、隣接に居住している方が一部保全管理されていました。しかし、保全管理されている箇所は、隣接している箇所の約3分の1であり、残りは原野の状況です。

　　当該申請地は、隣接している道路より約1～2m高く、進入路も狭く、急傾斜です。農機具の搬入も困難な状況です。

　　このようなことから農林水産省経営局農地政策課長通知の「非農地判断の徹底について」では、非農地判断を行う要件として、②の「周辺の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができない」土地であるかを現地調査で調査された調査委員からの報告で判断していただければと考えます。

11番・12番は、令和元年頃から耕作しておらず原野化して現在に至っています。

13番は、30年以上前に、母が自宅への通路や駐車場として整備し、利用しており、現在に至っています。

14番は、長年耕作しておらず、原野化して現在に至っております。以上で、議案第296号に係る説明を終わります。

議長 　ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

小城委員 　6番、小城が10番を報告します。  
調査日・調査員は先ほどのとおりです。  
位置図11ページ、調査表11ページをご覧ください。  
事務局から説明のとおり、申請地の現況は、隣接に居住している方が、一部保全管理されておりました。ただし、約3分の2は、原野の状態でした。

当該申請地は、道路より約1～2m程高く、進入路も狭く、急傾斜です。農機具の搬入も困難な状態です。このようなことから【周辺の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続することができないと見込まれる】と判断し、【農地として再生利用が困難な土地】であると判断しました。

本市非農地証明書の発行基準を満たし、周辺に影響のないことから 証明書を発行すべきと考えます。  
以上で報告を終わります。

薬師寺委員 　3番、薬師寺が11番を報告いたします。  
調査日、調査員は先程のとおりです。  
位置図12ページ、調査表12ページをご覧ください。  
申請地の現況は原野で本市非農地証明書の発行基準を満たしていることから証明書を発行すべきと考えます。以上です。

小城委員 　6番、小城が12番・13番を報告します。  
調査日・調査員は先ほどのとおりです。  
12番ですが、位置図13ページ、調査表13ページをご覧ください。  
申請地の現況は、令和元年から耕作しておらず、原野の状態でした。  
13番ですが、位置図14ページ、調査表14ページをご覧ください。

申請地の現況は、30年以上前に通路・駐車場として整備し、利用されており、雑種地の状態でした。

どちらも本市非農地証明書の発行基準を満たし、周辺に影響のないことから証明書を発行すべきと考えます。

以上で報告を終わります。

木場委員 7番、木場が14番を報告いたします。

6月9日、鬼塚委員と事務局 梶原・小川職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

位置図16ページ、調査表16ページをご覧ください。

申請地の現況は、昭和55年頃から耕作しておらず、原野化しておりました。

本市非農地証明書の発行基準を満たし、周辺に影響のないことから証明書を発行すべきと考えます。

以上です。

議長 ただ今、調査員の報告が終了しました。

質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なし)

議長 ないようですので、採決いたします。

議案第296号について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 (挙手)

議長 賛成全員であります。議案第296号については、原案どおり許可といたします。

次は、議案第297号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

福永主幹 議案第297号を説明いたします。資料は16ページから18ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号31番から37番の7件で、田12筆13,439㎡、畑5筆2,406㎡、合計17筆15,845㎡の申請がありました。

申請理由は、譲受人の「規模拡大及び営農開始」、譲渡人の「労力不足」等により、それぞれ売買されるものです。

31番・35番は、新規就農のため、営農計画書が添付されています。

申請内容を農地法第3条第2項各号に規定する、農地の取得要件について審査いたしました結果、機械力・労働力・技術力に係る全部効率要件、及び農作業従事日数、集団化、効率的且つ、総合的な利用に係る、地域調和要件の何れにも抵触しないと認められます。

従いまして、何れの申請地も農地以外の目的で売買されるものではありません。

以上のようなことから、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

以上で、議案第297号に係る説明を終わります。

議長 　　ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

小城委員 　　6番、小城が31番から33番を報告いたします。  
調査日・調査員は先ほどのとおりです。  
31番ですが、位置図16ページ、調査表16ページをご覧ください。

申請地の現況は、田及び畑で耕作されていました。権利取得後は、水稻及び露地野菜を栽培予定です。新規営農のため、営農計画書が添付されています。

32番ですが、位置図17ページ、調査表17ページをご覧ください。

申請地の現況は、田で耕作されていました。権利取得後は、水稻を栽培予定です。

33番ですが、位置図18ページ、調査表18ページをご覧ください。

申請地の現況は畑で一部耕作されていませんでした。権利取得後は、そらまめを栽培予定です。

いずれも、新規就農・規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請は許可相当と考えます。

以上です。

新屋委員

4番 新屋が34番を報告いたします。

6月10日 山下推進委員と西職員と現地調査を実施しましたので報告いたします。

位置図19ページ、調査表19ページです。

申請地の現況は畑で一部耕作されています。

権利取得者は規模拡大の為の権利取得で、ブルーベリー及び果樹を栽培予定です。

経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請は許可相当と考えます。

以上です。

西委員

15番、西が35番から37番を報告します。

6月10日、谷口委員と事務局 福永・松下職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

まず、35番は位置図20ページ、調査表20ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑は耕作され・田は保全管理されていました。新規営農開始となり、営農計画書が添付されています。

権利取得後は、果樹や水稻を栽培予定です。

次に、36番は位置図21ページ、調査表21ページをご覧ください。

申請地の現況は、田で保全管理されていました。権利取得後は、水稻を栽培予定です。

次に、37番は位置図22・23ページ、調査表22ページをご覧ください。

申請地の現況は、田で耕作されていました。権利取得後は、水稻を栽培予定です。

いずれも新規営農や規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。以上です。

議長

ただ今、調査員の報告が終わりました。

質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員

(なしの声あり)

議長

ないようですので、採決いたします。

議案第297号については、原案のとおり処分決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員

( 挙 手 )

議 長 賛成全員であります。議案第297号は、原案のとおり許可することに決定いたします。

次は、議案第298号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

福永主幹 議案第298号を説明いたします。資料は19ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号38番から41番の4件で、田5筆7,312㎡ 畑1筆481㎡ 合計6筆7,793㎡の申請がありました。

申請理由といたしましては、兄弟間及び知人間等の贈与によるものです。

39番・40番は新規就農のため、営農計画書が添付されています。

また、38番・40番は、遊休農地を解消し、耕作するため、5年以上継続して耕作する旨の誓約書が添付されています。

申請内容を農地法第3条第2項各号に規定する、農地の取得要件について審査いたしました結果、機械力・労働力・技術力に係る全部効率要件及び農作業従事日数、集団化、効率的かつ総合的な利用に係る地域調和要件の何れにも抵触しないと認められます。

従いまして、いずれの申請地も農地以外の目的で贈与されるものではありません。

以上のようなことから、許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

以上で、議案第298号に係る説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

薬師寺委員 3番 薬師寺が38番と39番を報告いたします。

調査日・調査員は先程と同じです。

38番を報告いたします。

位置図24ページ、調査表23ページをご覧ください。

申請地の現況は田で宮里町2052番地は現在も耕作されており、

宮里町2065番地は管理されていまして、水稻を耕作中です。2065番地は今年耕作出来そうにないので、5年以上かけての契約書が添付されています。

39番を報告いたします。

位置図25ページ、調査表24ページをご覧ください。

申請地の現況は畑で梅を栽培されています。

兄からの贈与で営農契約書添付です。

権利取得者は規模拡大の権利取得で経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく38番・39番の申請は許可相当と考えます。以上です。

小城委員

6番、小城が40番を報告いたします。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

位置図26ページ、調査表25ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で耕作されていませんでした。

権利取得後は、甘藷を栽培予定です。

新規営農のため、営農計画書が添付されています。

また、申請地は遊休農地であり、解消する必要があることから、5年以上継続して耕作する旨の誓約書が添付されています。

新規就農のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。

以上です。

木場委員

7番、木場が41番を報告いたします。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

位置図28ページ、調査表27ページをご覧ください。

申請地の現況は、田で耕作・管理されていました。

権利取得後は、水稻を栽培予定です。

いずれも、規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。

以上です

議長

ただ今、調査員の報告が終わりました。

質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員

(なしの声あり)

議長

ないようですので、採決いたします。

初めに、議案298号につきまして、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員

( 挙 手 )

議 長

賛成全員であります。

議案298号につきまして、原案のとおり許可いたします。

次は、議案第299号「農用地利用集積等促進計画案（農地中間管理権設定）の意見決定について」、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき市長部局より提出されましたので、当委員会の意見について審議を求めるものでございます。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹

議案第299号を説明いたします。資料は20ページから26ページをご覧ください。

今月の申請は、田16,188㎡、畑43,659㎡、合計59,847㎡の申請がありました。

中間管理権設定36件中、認定農業者等に係る分は24件です。

申請内容を農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の規定に基づき農用地利用の配分計画を審査いたしました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

以上で、説明を終わります。

議 長

ただ今、事務局の説明が終わりました。

質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員

(なしの声あり)

議 長

ないようですので、一括して採決いたします。

原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員

( 挙 手 )

議 長

賛成全員であります。議案第299号につきまして、原案のとおり意見決定されましたので薩摩川内市長へ許可意見を付して書類送達することといたします。

次は、議案第300号「薩摩川内市農林水産政策審議会委員の推薦について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

局長 議案第300号「薩摩川内市農林水産政策審議会委員の推薦について」を説明いたします。

資料は、27ページ議案と28ページの薩摩川内市長からの依頼文になります。

それでは、27ページをご覧ください。

提案理由は、薩摩川内市農林水産政策審議会の委員任期満了に伴い、新たに候補者を2名推薦する必要がある。

これが本案提出の理由であります。

議案下段の表の任期の欄をご覧ください。委員の任期は令和9年6月30日までの2年間となっておりますが、現在の農業委員さんの任期は、令和8年4月30日までとなっておりますので、今般推薦された委員さんは、令和8年4月末日で、一旦辞表のご提出を頂き、5月以降新しく任命された委員さんで改めて在任期間の任期までの委員の推薦を頂くこととなります。

薩摩川内市長からの依頼文において、「参考」の「2の記載の通り、2名のうち1名は女性農業委員の推薦依頼がありました。

なお、令和7年6月30日までの現在の委員は、別府生次会長、薬師寺しげ子委員であります。

以上で議案第300号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。

この案件については、運営委員会で協議しておりますので、その協議内容について報告してください。

梶原委員 6月13日開催の運営委員会において、現在委員をされております別府 生次 委員、薬師寺 しげ子 委員を続けて推薦することが協議されましたので、報告いたします。

議長 ただ今、別府 生次 委員、薬師寺 しげ子 委員を推薦するという運営委員会の協議結果報告がありましたが、ご意見等はございませんか。

委員 (なしの声あり)

議長 なしということですので、別府 生次 委員、薬師寺 しげ子 委員を薩摩川内市農林水産政策審議会委員として推薦するということで賛成の方の挙手を求めます。

全委員 (挙 手)

議長 賛成全員であります。議案第300号は、別府 生次 委員、薬師寺 しげ子 委員を薩摩川内市農林水産政策審議会委員として推薦することに決定いたします。

次は、議案第301号「薩摩川内市都市計画審議会委員の推薦について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

局長 議案第301号「薩摩川内市都市計画審議会委員の推薦について」を説明いたします。

資料は、29ページ議案と30ページの薩摩川内市長からの依頼文になります。

それでは、29ページをご覧ください。

提案理由は、薩摩川内市都市計画審議会の委員任期満了に伴い、新たに候補者を1名推薦する必要がある。

これが本案提出の理由であります。

議案下段の表の任期の欄をご覧ください。委員の任期は令和9年6月30日までの2年間となっておりますが、現在の農業委員さんの任期は、令和8年4月30日までとなっておりますので、今般推薦された委員さんは、令和8年4月末日で、一旦辞表のご提出を頂き、5月以降新しく任命された委員さんで改めて在任期間の任期までの委員の推薦を頂くこととなります。

「参考」としまして、令和7年6月30日までの現在の委員は、下茂正憲委員であります。

以上で議案第301号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。

この案件については、運営委員会で協議しておりますので、その協議内容について報告してください。

木場委員 7番 木場です。

6月13日開催の運営委員会において、下茂 正憲 委員を推薦することが協議されましたので、報告いたします。

議長 ただ今、下茂 正憲 委員を推薦するという運営委員会の協議結果報告がありましたが、ご意見等はございませんか。

委員 (なしの声あり)

議長 なしということですので、下茂 正憲 委員を薩摩川内市都市計画審議会委員として推薦するということで賛成の方の挙手を求めます。

全委員 (挙手)

議長 賛成全員であります。議案第301号は、下茂 正憲 委員を薩摩川内市都市計画審議会委員として推薦するとして推薦することに決定いたします。

以上で、本日の議案審議は全て終了いたしました。

次は、会次第7のその他に入ります。

(1) 申請等現地調査及び総会の日程について事務局の説明をお願いします。

西代理 7月行事予定(案)について説明いたします。お手元に配付しております行事予定(案)をご覧ください。

まず、現地調査ですが、10日(木)が本土川内地域、9日(水)が本土4支所の予定です。調査員は記載のとおりです。

また、議案提出状況により調査コース、時間等の調整を事務局で行い連絡いたします。甑地域におかれましても、同様に調整をお願いいたします。

川内地域については、申請が多い場合は3班体制で、本庁・支所のいずれも午前中までは終了の形をとります。

川内地域は、午前8時30分までに農業委員会事務局にご集合ください。

次に、支所班は、各支所で集合解散とし、いずれも午前中までには終了予定です。

それから、下段に記載の7月総会は7月25日(金)午後1時から、SSプラザ川内の3階第301から第303会議室を予定しています。

また、裏面は7月から9月の3ヶ月行事予定を記載してあります。

主な行事のみの説明いたします。

7月16日に農業者年金加入推進会議及び農地利用状況調査推進会議がここSSプラザせんだいで13時から開会いたします。

その他の行事につきましては、後ほどご確認いただき、今後の予定等にお役立てください。

以上で説明を終わります。

議長 　　ただ今、事務局の説明が終わりましたが、この件についてご質問、ご意見等はございませんか。

委員・推進委員 　　（なしの声あり）

議長 　　ここで、令和7年5月28日から29日までの2日間にかけて、わたくし別府と森事務局長の2名で、1日目に「東京渋谷公会堂」において、「令和7年度全国農業委員会会長大会」及び「令和6年全国農業新聞表彰、第31回農業委員会だより全国コンクール表彰式」へ出席し、2日目には「衆議院第一議員会館」において、「国会議員」との意見交換を行ってまいりましたので、報告します。

1日目の5月28日、12時40分より「令和6年全国農業新聞表彰、第31回農業委員会だより全国コンクール表彰式」が行われました。表彰者につきましては、本日配布したPDF「表彰式」の資料をご覧ください。

鹿児島県で表彰された農業委員会は、「令和6年普及拡張特別優秀農業委員会等表彰」において、資料の2ページ下段「2 農業委員数・農地利用最適化推進委員数対比普及率の部」及び3ページ下段「4 農家戸数比率普及の部」において、南種子町農業委員会が、昨年に引き続き、第1位で表彰され、資料の4ページ「5 令和6年全国農業新聞情報活動特別功労賞」において、第5位、第9位に喜界町、南種子町の農業委員、農地利用最適化推進委員が表彰されました。

続きまして、表彰式終了後、13時より「令和7年度全国農業委員会会長大会」が開催されました。

PDF「1号議案」資料の3ページ目の「目次」をご覧ください。大会議案が4つ出されました。

第1号議案の「政策提案議決」においては、「改正基本法、基本計画における政策の実践に向けた提案」として、資料5ページから27ページまでにその内容を示しています。

木下委員 　　ちょっと待ってください。みんな、タブレットを開きましょう。誰もタブレットを開いてないですよ。今はタブレットで説明をしていますよ。せっかく局長が資料を作ったのだから。

議長 　　（大会資料に基づき説明）

木下委員 木下です。  
米問題の関係などで、議員さんより激励の言葉などはありましたか。

会 長 ありました。

木下委員 ありがとうございます。

議 長 そのほかに、事務局から何かございませんか。

西 代理 本日、お手元のほうに令和7年度鹿児島県農業開発総合センター、研究成果発表会開催によるという2枚綴りのものをお配りしています。こちらの方を御覧いただきたいと思います。

これについて、鹿児島県の農業開発総合センターから周知してくださいということで、農業委員会に依頼がありました。

開催日時が、令和7年7月17日木曜日、午後1時から午後4時30分までとあります。

場所が鹿児島県県民交流センターカクイックス交流センターの方であります。

内容といたしましては、肉用牛の関係とか、野菜と果樹部門、畜産等が予定されております。

参加範囲は、各市町村、農業委員会、それから農業者の各関係団体ということで依頼がきております。

御参加を希望される場合は2枚目の出欠出席申込書のところに、必要事項を御記入いただきまして、7月6日金曜日までに、農業委員会事務局の方へ御提出いただきたいと思います。

まとめて農業委員会事務局から、県の農業開発総合センターに提出したいと思います。

よろしく申し上げます。以上で説明を終わります。

木下委員 木下です。  
出席者が多数の場合は、バスで送迎がありますか。それとも、個人参加になりますか。

西 代理 これは農業委員会としての行事ではございません。  
あくまでも、鹿児島県の行事になっておりますので、誠に申し訳ありませんが各自で御参加いただきたいと思います。

参加希望される場合は各自、自家用車等交通機関をご利用いただいて、ご参加いただきたいと思います。

事務局では随行いたしませんので、誠に申し訳ありません。

よろしくお願ひいたします。

議 長 他に何かございませんか。

長沼 G 長 当日配布資料の【通知文】農業者年金加入推進会議及び農地利用状況調査推進会議の開催及び【資料 3】農地利用状況調査日程をご覧ください。

令和 7 年度においても農業者年金加入促進会議と農地利用状況調査推進会議を開催します。

日時・場所等については、先ほど西代理より説明いたしました。後ほど通知文をご確認ください。

次に【資料 3】農地利用状況調査日程表を説明します。

今年度においても 7 月 23 日から 10 月 22 日にかけて、農地利用状況調査を実施します。

本土地域においては、7 月 23 日から 9 月 29 日の 18 日間です。甌島地域においては、10 月 20 日から 22 日の 3 日間です。

勝手ながら、事務局で日程調整させていただき、調査員及び事務局職員を割当させていただきました。

確認していただきたいことが一点あります。

調査員の欄を確認していただき、ご自身が調査する日程確認をお願いします。ご都合が悪い場合は、6 月 30 日（月）までに事務局の松下か長沼まで連絡お願いいたします。

また、調査方法やタブレットの操作方法については、会当日に説明させていただきます。

通知文にも書いてありますとおりにタブレットをご持参くださるようお願いいたします。

大変、お忙しいと思いますが、今年度もよろしくお願ひいたします。

以上で説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局の説明が終了しましたが、この件についてご質問、ご意見等はございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 それでは、全体的に何かございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議 長        これをもちまして第27回薩摩川内市農業委員会総会を閉会いたします。

西 代理        皆さん、ご起立下さい。  
                 一同礼。ご着席ください。

**「閉 会」**

**【終了 14：30予定】**